

事業シート（概要説明書）

予算事業名	水洗化普及事業（公共下水道）		事業開始年度	①昭和57年度 ②平成20年度						
上位施策事業名	かすみがうら市総合計画第1章第3節 快適な住環境の整備		担当局・部名	土木部						
根拠法令等	かすみがうら市水洗便所改造資金助成規則		担当課・係名	下水道課・業務係						
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	課長 金田克彦						
実施の背景	下水道への接続工事に必要な資金の融資あつせん及び利子補給や、工事費の一部補助を行うことによって利用者の負担を軽減し、下水道への接続率向上を図る。									
目的 (何をどうしたいのか)	早期に下水道への接続を促進し、水洗便所の普及を図ることによって、衛生的な生活環境を確保し、河川や霞ヶ浦などの公共水域の水質を保全する。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	供用開始の日から3年以内に下水道への接続工事を行う建築物の所有者。			対象者数（全住民に対する割合） ① 583 戸 ( 3.6 % ) ② 31 戸 ( 0.2 % )					
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕(補助先: 下水道接続者 実施主体: 県1/2 市1/2 )・・・① <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(融資あつせん)・・・②								
	事業内容 (手段、手法など)	①水洗便所改造資金融資あつせん及び利子補給（水洗便所改造資金利子補給金） ・対象者—下水道への接続工事をしようとする者。 ・融資あつせんの額—1世帯につき100万円以内 （賃貸住宅の場合、1世帯又は1棟につき15万円以内で、限度額150万円） ・利子補給の額—供用開始から3年以内 当該融資額に対する利子相当額 供用開始から3年超 当該融資額に対する利子相当額の1/2 ・償還期間及び方法—貸付を受けた日の翌月から60ヶ月以内で元金均等月賦償還。 ②下水道接続支援事業補助金 ・対象者—下水道供用開始日から3年以内に接続工事をしようとする者。 ・補助金の額—供用開始から1年以内 50,000円 供用開始から2年以内 40,000円 供用開始から3年以内 20,000円								
	関連事業 (同一目的事業等)	・水洗化普及事業（農業集落排水事業特別会計） ・茨城県環境保全施設資金融資制度（県事業）								
	コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）		
事業費	①利子補給金	39千円		12千円		18千円		27千円		
	②接続補助金	1,000千円		860千円		220千円		460千円		
	啓発用品	89千円		0千円		0千円		0千円		
	事業費合計	1,128千円		872千円		238千円		487千円		
事業費内訳 (平成23年度分)	①水洗便所改造資金利子補給金 対象者 1名 支出額 12千円 ②下水道接続支援事業補助金 対象者 19名 支出額 860千円 (内訳 1年以内に接続 16名 800千円、3年以内に接続 3名 60千円)									
人件費	担当正職員	0.7人	5,334千円	0.4人	3,199千円	0.3人	2,385千円	0.6人	4,678千円	
	臨時職員等									
	人件費合計	0.7人	5,334千円	0.4人	3,199千円	0.3人	2,385千円	0.6人	4,678千円	
総事業費	6,462千円		4,071千円		2,623千円		5,165千円			
財源 内訳	国県支出金	450千円		350千円		90千円		200千円		
		国県支出金の内容 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費県補助金 補助率1/2（1戸あたり2万円を限度）								
	地方債									
	その他特財									
		その他特財の内容								
一般財源	6,012千円		3,721千円		2,533千円		4,965千円			
財源合計	6,462千円		4,071千円		2,623千円		5,165千円			

事業シート（概要説明書）

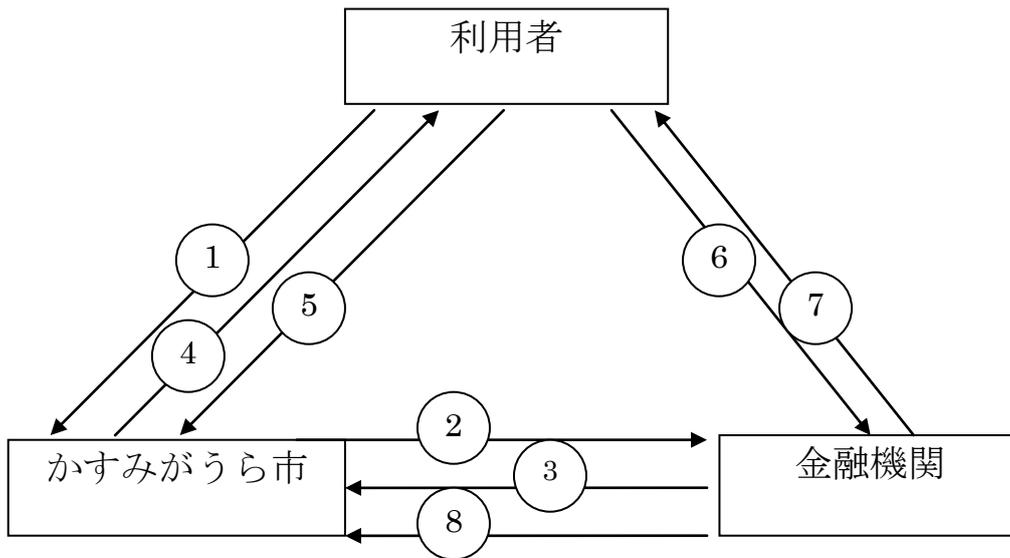
予算事業名		水洗化普及事業（公共下水道）			事業開始年度		①昭和57年度 ②平成20年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		①利子補給戸数			戸	1	2	2
		②補助金交付戸数			戸	19	5	12
	単位当たりコスト	総事業費	/	利子補給・補助金交付戸数	千円	204	375	369
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	水洗便所の普及、下水道接続率の指標としては、新規接続戸数が適切であるため。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		下水道接続戸数			戸	126	227	159
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>①水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 平成21～23年度までに新規の利用者はない状況であり、現在の利子補給対象者は平成20年度の利用者であるが、引き続き負担軽減策の一つとして継続していきたい。</p> <p>②下水道接続支援事業補助金 県補助金の原資である森林湖沼環境税が平成24年度までの制度であり、平成25年度以降は県の補助制度がどのようなようになるか不明な現状にある。 しかし、早期に接続を促すためには、時限的な補助制度が有効であると考えられることから、引き続き当該制度を継続していきたい。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>①実施団体数-33/43県内自治体（事務組合を含む） ②実施団体数-29/43県内自治体（事務組合を含む）</p> <p>近隣自治体の状況</p> <p>土浦市 ①利子補給対象額の全額(上限3%) 融資限度額 600,000円 ②1～3年以内 補助対象額の50%(上限40,000円)</p> <p>石岡市 ①1年以内 全額、2年以内 1/2、3年以内 1/3 融資限度額 500,000円 ②1～3年以内 補助対象額の100%(上限40,000円)</p> <p>小美玉市 ①利子補給対象額の全額 融資限度額 600,000円 ②1年以内 40,000円、2～3年以内 20,000円</p>							
特記事項								

## **水洗便所改造資金助成制度について**

公共下水道及び特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理区域内の方で既設のトイレを水洗トイレに改造して下水道に接続する工事、及び排水施設の新設、若しくは改造工事を行うために必要な方に市で資金の融資あっせんをし、それに対する利子補給をする制度です。

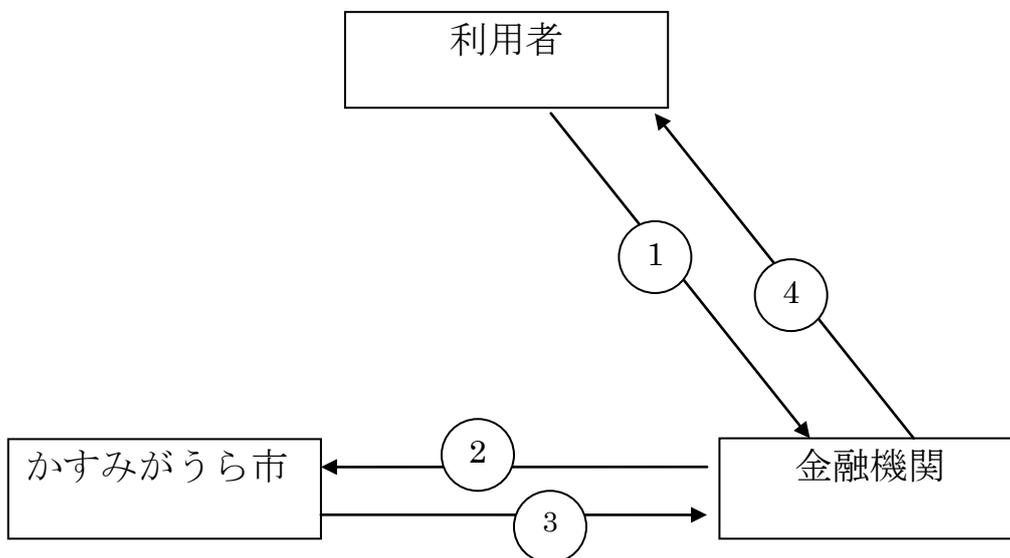
1. 対象工事
  - ・既設のくみ取り式トイレ（浄化槽による水洗トイレを含む）を水洗トイレに改造して下水道に接続する工事
2. 対象者
  - ・公共下水道及び特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理区域内の方で、建築物の所有者、または建築物及び土地所有者の同意を得た方
  - ・市税、受益者負担金などを滞納していない方
3. 融資限度額
  - ・一般住宅の場合…… 100万円以内
  - ・賃貸住宅の場合…… 150万円以内とし下記のとおり
  - 一戸建て住宅については一棟につき15万円以内
  - 集合住宅については一世帯分につき15万円以内
4. 利子の補給
  - 全額利子補給**（一時立替払いにより、あとで精算）
  - 供用開始後3年以上経過した区域については、利子補給は半額になります。
5. 償還期限及び方法
  - 借り受けた日の翌月から60ヶ月以内で元金均等月賦償還（繰り上げ償還もできます）
6. 申し込み方法
  - 市役所下水道課、若しくは市指定工事店に申し込み手続きをしてください
7. 取扱金融機関
  - 株式会社筑波銀行
  - 株式会社常陽銀行
  - 水戸信用金庫
  - 土浦農業協同組合
  - 茨城県信用漁業協同組合連合会
  - 茨城県信用組合
  - （金融機関によっては申請時以外にも添付書類を求める場合があります。）

## 融資あっせんの申請から決定までのフローチャート



- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① 利子補給の申請 (第 6 条) | ⑤ 排水設備完了届          |
| ② 事前審査の依頼         | ⑥ 借入申込み (第 10 条)   |
| ③ 事前審査の報告         | ⑦ 借入契約締結           |
| ④ 利子補給の決定 (第 7 条) | ⑧ 融資状況の報告 (第 11 条) |

## 融資あっせん後の利子補給手続き



- ① 毎月償還 (毎月 13 日)
- ② 利子計算書送付 (上・下半期各支払日の 20 日前)
- ③ 利子補給 (一括払込書により利子補給、上半期は 10 月末日、下半期は 4 月末日まで)
- ④ 利子補給

# 下水道接続支援事業費補助金について

かすみがうら市では、生活環境の向上と霞ヶ浦や流入河川の水質保全を目的として公共下水道の整備を進めています。

公共下水道接続工事（水洗化工事）を実施する方に、工事費の一部を補助します。

1. 対象者      ○公共下水道が整備され、下水道の利用が可能となった日（供用開始日）から3年以内に公共下水道接続工事（水洗化工事）を行う方  
                 ※対象工事  
                 ・くみ取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事  
                 ・浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事  
                 ○下水道事業受益者負担金分担金・市税を滞納していない方  
                 ○水洗便所改造資金融資利子補給制度を利用されていない方
  
2. 補助額      供用開始日から1年以内に水洗化した方・・・50,000円  
                 供用開始日から2年以内に水洗化した方・・・40,000円  
                 供用開始日から3年以内に水洗化した方・・・20,000円
  
3. 申込み      市下水道課に申込み手続きをしてください

\*\*\*\*\*  
お問い合わせ  
かすみがうら市下水道課  
業務係  
☎029-897-1111  
内線 2634～2636  
\*\*\*\*\*

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

※詳細は各市町村の下水道担当課までお願いいたします。

### 1. 汲取り→下水道

平成24年6月25日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	500,000		S48	14,200		-	-	-
				S54	166,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	600,000	利子補給は3%まで。賃貸住宅は200万円が上限	H20	40,000		-	-	-
古河市	-	-	-	H13	30,000	貸家・店舗等は1万円	-	-	-
石岡市	-	-		H20	40,000	1件につき上限4万円	-	-	-
結城市	H23	50,000	一般住宅供用開始 1年以内5万円、2年以内3万円、3年以内2万円 賃貸住宅供用開始 1戸当り1年以内2万円(20万円限度)、2年以内1万円(10万円限度)、3年以内1万円(5万円限度) 工場・店舗供用開始 1年以内5万円、2年以内3万円、3年以内1万円 ※H24年度までの申請に限り経過措置ですすでに供用開始の日から3年を経過している場合も3年以内と同額の補助金支給 ※新築及び改築は除く	-	-	-	S53	300,000	賃貸住宅の場合、3棟90万円が上限
龍ヶ崎市	S55	600,000	供用開始から3年以内 全額利子補給 供用開始から3年を超えたもの半額利子補給	S55	100,000	供用開始から3年以内に限定貸家等 1棟につき20,000円で5棟を上限	-	-	-
下妻市	H11	500,000		H11	13,000	賃貸住宅の上限は3万5千円	-	-	-
常総市	H14	1,000,000	賃貸住宅は1世帯30万円、6件が上限	H13	13,000	賃貸住宅は1世帯7千円、5件が上限	-	-	-
常陸太田市	H02	500,000	・汚水処理開始日から1年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く) ・汚水処理開始日から2年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/2に相当する額 ・汚水処理開始日から3年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/3に相当する額	-	-	-	-	-	-
北茨城市	H17	500,000	2工事箇所以降は25万円/箇所を追加	-	-	-	-	-	-
笠間市	H04	600,000		H20	40,000		-	-	-
牛久市	S57	300,000	融資斡旋額・利子の半額を補助	-	-	-	-	-	-
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000		-	-	-
ひたちなか市	接続支援制度なし								
鹿嶋市	S60	300,000		S60	50,000		-	-	-
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	S57	50,000		-	-	-
守谷市	-	-	-	H12	上限なし	生活保護	-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								

1. 汲取り→下水道

平成24年6月25日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内、賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 ※流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-	-	-	-	-
稲敷市	H17	上限なし	合併前の旧町村時代からあったものを継承	H17	50,000	合併前の旧町村時代からあったものを継承	-	-	-
かすみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円、賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-
桜川市	-	-	-	H20	40,000	-	-	-	-
神栖市	S52	300,000	-	S52	50,000	一律5万円	-	-	-
行方市	H09	500,000	-	H09	40,000	公共下水道区域全域補助対象(補助金額3万円→4万円)	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円を上限に5件まで	-	-	-	-	-	-
小美玉市	H18	600,000	-	H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年以上3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000	1住宅地における2件以上の工事(アパート等の工事を含む。)については、限度額100万円。	H20	40,000	貸家・共同住宅は、1件4万円まで2件が上限。	-	-	-
大洗町	-	-	-	H08	30,000	1年以内:3万円、2年以内:2万円、3年以内:1万円	-	-	-
城里町	-	-	-	H16	上限なし	生活保護	-	-	-
東海村	H01	400,000	-	H01	30,000	-	-	-	-
美浦村	-	-	-	H18	70,000	供用開始3年以内は7万円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を上限に5件まで	H20	40,000	-	-	-	-
河内町	H04	500,000	-	H19	50,000	-	-	-	-
八千代町	H17	500,000	賃貸住宅については1世帯15万円を上限に5世帯まで	H17	13,000	賃貸住宅については1世帯7万円を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	150,000	-	-	-	-	-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%、賃貸住宅については1件35万円まで4件まで	-	-	-	-	-	-
利根町	H07	600,000	-	-	-	-	-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助を受けているもので建築物を所有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	500,000		H01	166,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	14,200				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	32/43市町村・組合			29/43市町村・組合			1/43市町村・組合		

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

※詳細は各市町村の下水道担当課までお願いいたします。

### 2. 浄化槽→下水道

平成24年8月10日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	250,000		S48	7,100		-	-	-
				S54	83,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	600,000	単独浄化槽のみ適用	H20	40,000	単独・合併浄化槽どちらにも適用	-	-	-
古河市	-	-		H13	30,000	貸家・店舗等は1万円	-	-	-
石岡市	S58	500,000		H20	40,000	1件につき上限4万円	-	-	-
結城市	H23	50,000	一般住宅供用開始 1年以内5万円、2年以内3万円、3年以内2万円 賃貸住宅供用開始 1戸当たり1年以内2万円(20万円限度)、2年以内1万円(10万円限度)、3年以内1万円(5万円限度) 工場・店舗供用開始 1年以内5万円、2年以内3万円、3年以内1万円 ※H24年度までの申請に限り経過措置ですすでに供用開始の日から3年を経過している場合も3年以内と同額の補助金支給 ※新築戸建て住宅は除く	-	-	-	S53	300,000	賃貸住宅の場合、3棟90万円が上限
龍ヶ崎市	S55	600,000	供用開始から3年以内 全額利子補給 供用開始から3年を超えたもの半額利子補給	S55	100,000	供用開始から3年以内に限定貸家等 1棟につき20,000円で5棟を上限	-	-	-
下妻市	H11	500,000		H11	13,000	賃貸住宅の上限は3万5千円	-	-	-
常総市	H14	1,000,000	賃貸住宅は1世帯30万円、6件が上限	H13	13,000	賃貸住宅は1世帯7千円、5件が上限	-	-	-
常陸太田市	H2	350,000	・汚水処理開始日から1年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く) ・汚水処理開始日から2年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/2に相当する額 ・汚水処理開始日から3年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/3に相当する額	-	-	-	-	-	-
北茨城市	H17	250,000		-	-	-	-	-	-
笠間市	H04	600,000		H20	40,000		-	-	-
牛久市	接続支援制度なし								
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000		-	-	-
ひたちなか市	接続支援制度なし								
鹿嶋市	S60	300,000		S60	50,000		-	-	-
				H19	100,000	浄化槽転用雨水貯留施設助成制度			
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	S57	50,000		-	-	-
守谷市	-	-	-	H12	上限なし	生活保護	-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内、賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 ※流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-	-	-	-	-
稲敷市	H17	上限なし	合併前の旧町村時代からあったものを継承	H17	50,000	合併前の旧町村時代からあったものを継承	-	-	-

2. 浄化槽→下水道

平成24年8月10日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
かすみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円, 賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-
桜川市	-	-	-	H20	40,000		-	-	-
神栖市	S52	300,000		S52	50,000	一律5万円	-	-	-
行方市	H09	500,000		H09	40,000	公共下水道区域全域補助対象(補助金額30千円→40千円)	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円を上限に5件まで	-	-		-	-	-
小美玉市	H18	600,000		H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年以上3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000	1住宅地における2件以上の工事(アパート等の工事を含む。)については, 限度額100万円。	H20	40,000	貸家・共同住宅は, 1件4万円 で2件が上限。	-	-	-
大洗町	-	-		H08	30,000	1年以内:3万円, 2年以内:2万円, 3年以内:1万円	-	-	-
城里町	接続支援制度なし								
東海村	H01	250,000		H01	15,000		-	-	-
美浦村	-	-		H21	40,000	供用開始3年以内は4万円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を上限に5件まで	H20	40,000		-	-	-
河内町	H04	500,000		H19	50,000		-	-	-
八千代町	H17	500,000	賃貸住宅については1世帯15万円を上限に5世帯まで	H17	13,000	賃貸住宅については1世帯7千円を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	150,000		-	-		-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%, 賃貸住宅については1件35万円まで4件まで	-	-		-	-	-
利根町	H07	600,000		-	-		-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助を受けているもので建築物を所有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	250,000		H01	83,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	7,100				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	33/43市町村・組合			28/43市町村・組合			1/43市町村・組合		

## 茨城県環境保全施設資金融資制度のご案内について

環境対策課

茨城県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合、及び個人が高度処理型浄化槽の設置や公共下水道・農業集落排水処理施設へ接続する場合に必要な資金について、融資のあっ旋及び利子補給を行っておりますので、是非ご活用ください。

### ＜中小事業者対象＞

#### 【対象者】

県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小事業者

#### 【融資対象事業】

環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設，産業廃棄物の適正処理施設，化学物質の適正管理施設の設置や改善
低公害車の導入	ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車
地球温暖化対策	省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

#### 【融資の条件】

融資限度額	環境保全施設 低公害車の導入	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度 但し，ダイオキシン類対策等，知事が必要と認めた場合は5,000万円								
	地球温暖化対策	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき500万円を限度 但し，再生可能エネルギー施設の設置等，知事が必要と認めた場合は1,500万円								
融資利率	県商工労働部政策誘導資金貸付利率と同率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">融資期間</td> <td style="border: none;">利率（カッコ内は保証付きの場合）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">5年超～7年以内</td> <td style="border: none;">2.6（2.1）%</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3年超～5年以内</td> <td style="border: none;">2.5（2.0）%</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3年以内</td> <td style="border: none;">2.4（1.9）%</td> </tr> </table>	融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）	5年超～7年以内	2.6（2.1）%	3年超～5年以内	2.5（2.0）%	3年以内	2.4（1.9）%
融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）									
5年超～7年以内	2.6（2.1）%									
3年超～5年以内	2.5（2.0）%									
3年以内	2.4（1.9）%									
償還方法	元金均等償還（1年以内の据置き可）									
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による									
取扱金融機関	常陽銀行，筑波銀行，足利銀行，東邦銀行，東日本銀行，水戸信用金庫，結城信用金庫，鉾子信用金庫，茨城県信用組合，商工組合中央金庫									

#### 【利子補給】

汚水処理施設 (小規模事業者が設置する場合に限る)	○高度処理（窒素又はりん除去）施設 末端利率 無利子 ○高度処理以外の汚水処理施設 末端利率 無利子（霞ヶ浦流域） 0.9%（霞ヶ浦流域以外）
家畜排せつ物の負荷削減対策施設	末端利率 無利子（霞ヶ浦流域）
ダイオキシン類対策施設	0.6%

省エネルギー・再生可能エネルギー施設	末端利率 無利子(省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者) 0.9% (上記以外のエコ事業所登録事業者)
--------------------	--

### <個人対象>

#### 【対象者】

霞ヶ浦，澗沼，牛久沼流域に居住する個人世帯

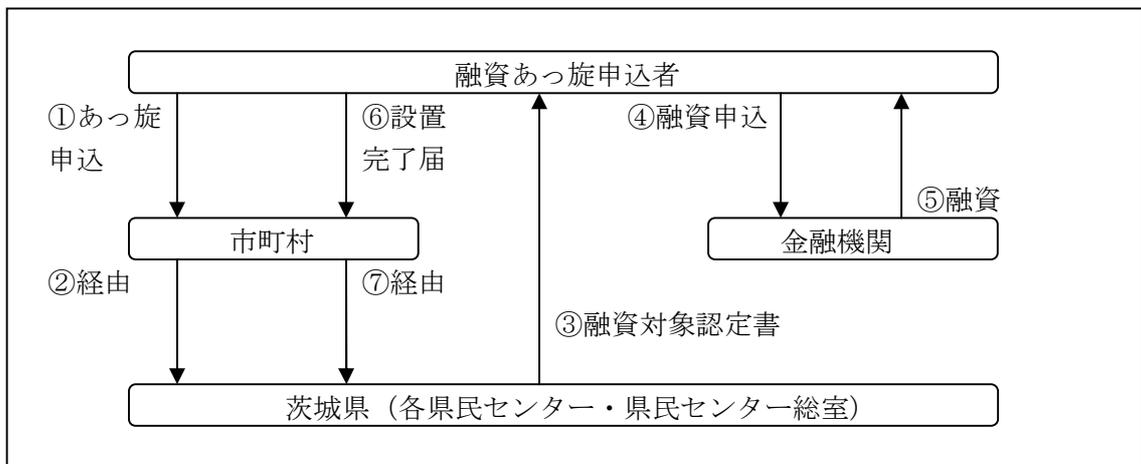
#### 【融資対象】

- 高度処理型浄化槽設置に係る費用
- 公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続に係る費用

#### 【融資の条件】

融資限度額	(1) 設置や接続工事に係る費用全額 (2) 補助金額は除くものとし，200万円を限度
融資期間	5年以内
融資利率	県が全額補給しますので，利用者の実質金利は0%
償還方法	元金均等償還（6ヶ月以内の据置可）
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による
取扱金融機関	常陽銀行，筑波銀行，足利銀行，東日本銀行，水戸信用金庫，結城信用金庫，銚子信用金庫，茨城県信用組合

### <融資の手続き>



### <お問い合わせ>

より詳しい内容や条件についてのお問い合わせや申込書の請求等については，下記までお気軽にご相談ください。

県北県民センター	環境・保安課	TEL0294-80-3355
鹿行県民センター	環境・保安課	TEL0291-33-6056
県南県民センター	環境・保安課	TEL029-822-7048
県西県民センター	環境・保安課	TEL0296-24-9134
県民センター総室	県央環境保全室	TEL029-301-3044
茨城県生活環境部環境対策課	(環境保全施設に関すること)	TEL029-301-2956
茨城県生活環境部環境政策課	(省エネ施設等に関すること)	TEL029-301-2939